

最低賃金引き上げに向けた中小企業への支援事業として

滋賀県最低賃金総合相談支援センター 湖北最低賃金相談支援コーナー

無料開設しました！

……最低賃金引き上げに向けた中小企業への支援事業として……

滋賀県最低賃金総合相談支援センター(大津市) 及び湖北最低賃金相談支援コーナー(長浜市) (無料) を開設しました

平成 23 年度の政府予算において、「最低賃金引き上げに向けた中小企業への支援事業」が掲げられ、経営改善に取り組む中小企業の労働条件管理などの相談等について、ワン・ストップで対応する相談体制を整備することとなりました。

滋賀県社会保険労務士会は厚生労働省からの委託を受け、大津市に「総合相談支援センター」を、長浜市に「相談支援コーナー」を開設しました。

「総合相談支援センター」及び「相談支援コーナー」では、事業主の方や事業団体関係者の方々を対象に、賃金制度（最低賃金など）、労働時間制度、安全衛生管理体制などのあらゆる問題について、労務管理の専門家である社会保険労務士が無料で相談に応じています。また、自社の生産性向上や経営改善についても、専門家による派遣などで対応していきます。会社で困っていることがありましたら、是非電話・来所等でご相談下さい。場所・時間等は次の通りです。

(1) 常駐型相談 (無料)

	総合相談支援センター	相談支援コーナー
場 所	大津市打出浜 2-1 コラボしが 21 6F 滋賀県社会保険労務士会事務局 内	長浜市港町 勤労福祉会館「臨湖」 内
相談時間	9時から17時まで 原則として月～金曜日の週5日開催 土・日曜日と祭日 年末年始は休み 12時～13時は休憩	9時から17時まで 原則として月、水・金曜日で月13 日開催 土・日曜日と祭日 年末年始は休み 12時～13時は休憩

相談電話	077-526-3760	0749-63-1563
------	--------------	--------------

(2) 派遣型相談（無料・要予約）

相談時間は、上記と同じです。

相談場所は、希望の場所にお伺いします。（滋賀県内に限ります）

問合せ（月によっては、開設していない曜日もありますので、特に来所の場合は事前に確認をお願いします。）

滋賀県社会保険労務士会 大津市打出浜 2-1 「コラボしが 21」 6F

TEL 077-526-3760 FAX 077-526-1800